

苫小牧市ヤングケアラー支援条例（素案）の概要について寄せられた意見と市の考え方について（パブリックコメントの結果）

意見提出期間 令和5年10月2日 ～ 令和5年10月31日 （30日間）

意見提出人数 3人

提出意見件数（項目） 7件 （7項目）

提出意見と市の考え方 次のとおり

項目 No.	提出 人数	提出された意見 (意見提出区分 第三者利益による削除等の有無)	提出された意見に対する市の考え方 提出された意見を考慮した結果とその理由	反映区分
1	1	(<u>原文</u> ・整理要約 有・ <u>無</u>) 総論として、当事者の意見をどれだけくみ取れているのが疑問。市は本案策定にあたり、(プライバシーが侵害されない範囲で)どのような当事者に、どれくらいの分量のヒアリングを実施したのか。	本条例（素案）策定にあたりましては、市が実際に支援したケースや、道が実施した実態調査、推進計画及び国の様々な調査研究における当事者の意見を参考としております。	E
2	1	(<u>原文</u> ・整理要約 有・ <u>無</u>) この支援条例についての名称ですが、ヤングケアラーという最近よく耳にする言葉になっています。しかしながら、この言葉の印象はその実態を伝える事に相応しくないものと思います。これでは、大多数の市民に強く意識させるものにはならないと考えます。その為には、日本語で適切な言葉を使う必要があると考えます。	ヤングケアラーを地域も含めて一体的に支援していくためには、その実態を正しく理解することが重要であると考えております。 今後は、日本語での副題を併用するなど、配慮や工夫を加えた周知啓発に努めてまいります。	C
3	1	(<u>原文</u> ・整理要約 有・ <u>無</u>) 関係機関については、範囲が狭く限定されている様に見えます。もっと広く実態を捕まえるためには、より身近な町内会や民生委員などへの周知も必要と思われます。	周知啓発にあたりましては、保護者、市民等、関係機関及び学校に対し幅広く実施してまいります。	B

4	1	<p>(原文・整理要約 有・無)</p> <p>一般市民として気がついた場合に、どのような対応をとるべきなのか、単に連絡して終了という立場で終わるのか、もう少し具体的な方向性を示して欲しいと思います。</p>	<p>周知啓発にあたりましては、出前講座等のヤングケアラーについて学ぶ機会を確保することで、市民等がヤングケアラーの支援に関する施策に協力しやすい環境づくりに努めてまいります。</p>	C
5	1	<p>(原文・整理要約 有・無)</p> <p>まだ捉えきれていない困難世帯を早急に把握し、具体的な施策に繋げていく様に取り組んでもらいたいと思います。</p>	<p>関係機関と連携し、ヤングケアラーにいち早く気付き、適切かつ有効な支援につながるよう取り組んでまいります。</p>	B
6	1	<p>(原文・整理要約 有・無)</p> <p>今は個人情報の適正な管理に固執して、肝心な対応が出来ない事が多い為、本件についてはその様な流れにならない事を切にお願いいたします。</p>	<p>個人情報の適切な取扱いにつきましては、市及び関係機関同士の共通理解を図ることで、世帯の状況に応じた適切な方法・内容により支援が行われるよう努めてまいります。</p>	C
7	1	<p>(原文・整理要約 有・無)</p> <p>学校などで、遅刻や早退の多い生徒にもっと注意をしていただきたいと思います。貧困は貧困な子供を作ります。社会的に見て良くないことなので一考をお願いします。</p> <p>第5条と第8条 しっかり適応できる体制づくりが重要と思います。</p>	<p>学校が日頃児童生徒と接する中でヤングケアラーに気付いた場合には、市及び関係機関とで情報共有を図り、その家族も含めて的確に状況把握をすることで適切な支援につなげる体制づくりに努めてまいります。</p>	B

反映区分	提出された意見の反映状況
A	意見を受けて案を修正したもの
B	案と意見との趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等

「原文」とは、提出者の氏名、連絡先等を除いた提出された意見そのものであり、整理、要約、削除等をしていないものをいいます。担当課において、原文の備付けや閲覧による対応が必要となります。「整理要約」とは、提出者の氏名、連絡先等を除いた提出された意見を整理、要約、削除等をしたものをいいます。

なお、「原文」・「整理要約」のいずれの場合であっても、第三者の利益を害するおそれがあるとき（個人のプライバシーに係る事項、企業秘密等）や、その他正当な理由があるとき（提出意見を公にすることにより公益上の支障があるとき等）は、その部分について除くことができます。